

令和7年度大津市立仰木中学校いじめ防止基本方針

はじめに

生徒が安心して日々の学校生活を夢と希望を持って送れること、また、一人の人格として尊重され健やかに成長していくことが、我々の願いである。

本校では教育目標に「心豊かで主体的・意欲的に活動する生徒の育成～生き生きとした明るい学校の創造～」を掲げ「身につける」：確かな学力を身につけ積極的に行動する生徒「認め合う」：豊かな心を持ち互いに認め合い励まし合う生徒「やり抜く」：健やかな体を培い、たくましく何事もやり抜く生徒を目指し取り組んでいるところである。

いじめはいじめを受けた生徒の尊重されるべき教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全育成と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせ健やかな成長を妨げる恐れがある。それゆえ、いじめ問題への対応は学校を含め社会全体における最も重要な課題となっている。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことだということを念頭に、また教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」という意識を強く持ち、各自の役割と責任を自覚し、いじめ防止に取り組まなければならぬ。

そこで本校ではいじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」(平成25年4月1日施行。以下「条例」という。)第2条に規定する「基本理念」に則り、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいい、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方、関係機関と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨んでいく。

1、基本的な考え方

学校、家庭、また地域として、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長できるよう支えるとともに、いじめは生徒の尊厳を脅かし重大な人権侵害であるとの認識を持つことが責務である。そのことを踏まえていじめの防止のための対策は学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切である。そして、このことを通して生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要である。

① いじめの未然防止

より根本的にいじめの問題を克服するために、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」ことを踏まえ、全校職員によるすべての生徒を対象とした、いじめを未然に防止する対策、対応が重要だと考える。このため本校ではすべての生徒がよりよい人間関係を築けるよう支援するとともに、いじめを生まない生活環境をつくるために、家庭、地域、その他の方々が協力し、一丸となって継続的に取り組みを進めていく。

また、すべての教育活動を通して全校生徒に「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」ということへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感、さらに生徒が豊かな人間関係が作れるようすべての教育活動において相手の気持ちを理解できる心の育成を行うとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自他の人権を大切に実践的な態度を身につけられるよう努める。

また、生徒の自主的、自治的な活動をすすめ、生徒らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して学ぶことができる学校、学級つくりを進めていく。

については上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進める。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
(1) 子どもの主体的な参画		
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	【生徒会】 「あいさつ運動」を通して、仲間と協力して実行し継続する力を身に着けさせる。人と関わることの大切さに気付かせる。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	【生徒会】 「学校安全宣言」、「いじめ防止啓発ポスター作成」 学校を安全な場にするためにできることを書き、学級掲示する。仲間が決めたことを全体で共有し意識させる。
(2) 子どもに対する教育・啓発		
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	【道徳】 様々な内容の教材を使用し、他人を思いやる心や自立心や責任感などを育む授業を行う。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	【人権】 生徒の作った標語の中から人権意識を啓発させるものを選び、校内に掲示する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	【道徳】 いじめに関する教材を使用した道徳の授業を行う。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	【人権】 1、2年生：多様性理解のための授業。 3年生：弁護士によるいじめ防止啓発授業。

e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	【学活】 日常生活や行事の中で所属意識や自尊感情、協働することの大切さなどを育む。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	【人権】 6月：生徒会による「学校安全宣言」、いじめ防止啓発ポスターの掲示。 10月：いじめ防止に関する標語のしおり作り。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	【生徒会】 近隣の小学校の児童会と連携して「仰木サミット」を実施。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	【情報】 道徳などの時間に情報モラルについての学習をする。
(3) 教員に対する研修・支援		
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかる教員体制の整備	年度当初に本校の『いじめ基本方針』を全教員で確認する。また、職員研修などを通して、いじめについての研修を行う。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	いじめ防止基本方針は全教員に配布し、いじめに関する職員研修ごとに方針・体制・対応の再確認をする。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	子ども支援コーディネーターを中心に管理職を含め、いじめ対策委員会を設置し、対応や方向性を組織的に対応する。
(4) その他		
学校独自の取組		年度初めに生徒会より「学校安全宣言」と称し、各学級で安心・安全に生活するための約束事を決める。また、2学期には人権教育として仲間作りやいじめ防止に関する標語を募集し、各学年の廊下に掲示する。

② いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを隠れ蓑に行われたり、ネットいじめなど大人、教師の目につきにくい時間や場所で行われたりするなど、気付きにくく、また事実認証が難しい。しかし、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より一層深刻な状況を招いてしまう恐れがある。

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処が前提であることから、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い洞察力、観察力を高めることが必要である。このため本校では日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、小さな兆候であっても背景にいじめがあるのではないかという疑いを持って生徒とかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知できるように努める。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

また、いじめの早期発見のために、教職員や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。教職員は日頃から積極的に生徒に声をかけるなど生

徒との信頼関係を築くと共に、学校として定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知などによりいじめを訴えやすい体制や環境を整え、生徒が安心して相談できるようにする。加えてより多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努める。については、上記のことに関して本校では以下のような取り組みを重点的に進める。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
(1) いじめに関する情報収集		
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	教育相談週間では、教育相談アンケートを行う。それ以外にも、定期的に生活アンケートを行う。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	各事案「各学年の生徒指導担当」→「生徒指導主事・子ども支援コーディネーター」→「管理職」への報告・連絡・相談のスピード化と徹底に努める。
c	いじめを防ぐための校舎内及び校門等における見守り活動の実施	登校時に教員によるあいさつ活動を行う。また、校内でも授業中や休み時間のパトロールを行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期に1回の教育相談を実施する。また、担任だけの相談でなく、いろいろな教員と相談できる体制を作る。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	いじめ事案などが起こったときに限らず、家庭訪問や家庭連絡を密にし、生徒の変化を家庭と学校の両面から見ていく。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	ネット上のいじめはSNSへの投稿などが多いため、情報モラル学習などには、保護者の参加を呼びかけるなど、家庭でも使い方など話す場としてもらう。
(2) いじめに関する情報共有		
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	いじめの疑いの段階で、子ども支援コーディネーターを中心に管理職を含め、いじめ対策委員会を設置し対応について確認を行う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	毎日の打ち合わせで各学年の情報共有を行う。また、他校種とも定期的に連絡会を設ける。
(3) その他		
	学校独自の取組	『生活アンケート』は、学校生活全般における迷惑行為などの質問を設けるなど、いじめだけでなく、いじめにつながる行為などの把握に努める。

③ いじめへの対処

教職員や保護者がいじめの疑いやいじめを発見した段階、あるいは生徒からいじめの相談を

受けた段階で、すでに深刻な状況にあると考えなければならない。このため本校ではいじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階でいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を保ちつつ「いじめ対策委員会」を開き、そこで情報の共有を図り、指導方針について検討し、ただちに対処する。特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および、大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対処する。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認すると共に、必要に応じて専門家と連携し適切な支援に努める。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い緊密な連携を図る。加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているのにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

このため、常に教員の間でいじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図ると共に、迅速かつ適確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

については上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進める。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階でいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を保ちつつ「いじめ対策委員会」を開き、そこで情報の共有を図り、指導方針について検討し、ただちに対処する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認すると共に、必要に応じて専門家と連携し適切な支援に努める。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い緊密な連携を図る。
c	ネット上のいじめへの対応	SNS 等でのいじめが分かった場合は、早急に投稿者などの保護者と連絡をとり、削除をするように依頼し、本人にも指導を行う。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	市教育委員会とも連携し、重大な事案については、本人・保護者と相談しながらアンケートや聞き取りを行う。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	保護者には、事案の内容・対応について必ず報告する。また、指導後も保護者と連絡を取り合い、学校や家庭での様子を共有する。
その他		
学校独自の取組		家庭訪問を軸とし、被害者に寄り添った対応をする。また、学校に安心して登校できるように、対応や指導の方向性をしっかりと示していく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設する。その役割等については、以下のとおりとする。

① 役割

- 1) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- 2) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る。
- 3) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- 4) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- 5) いじめの疑いや生徒の問題行動などの関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 6) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急いじめ対策会議を開いていじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- 7) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- 8) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- 9) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うと共にその結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- 10) 関係機関と連携を図り情報の共有を行うとともに協力や指導を仰ぐ。

② 構成員

《定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議》

◎構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、該当学年の教師とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加する。また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得る。

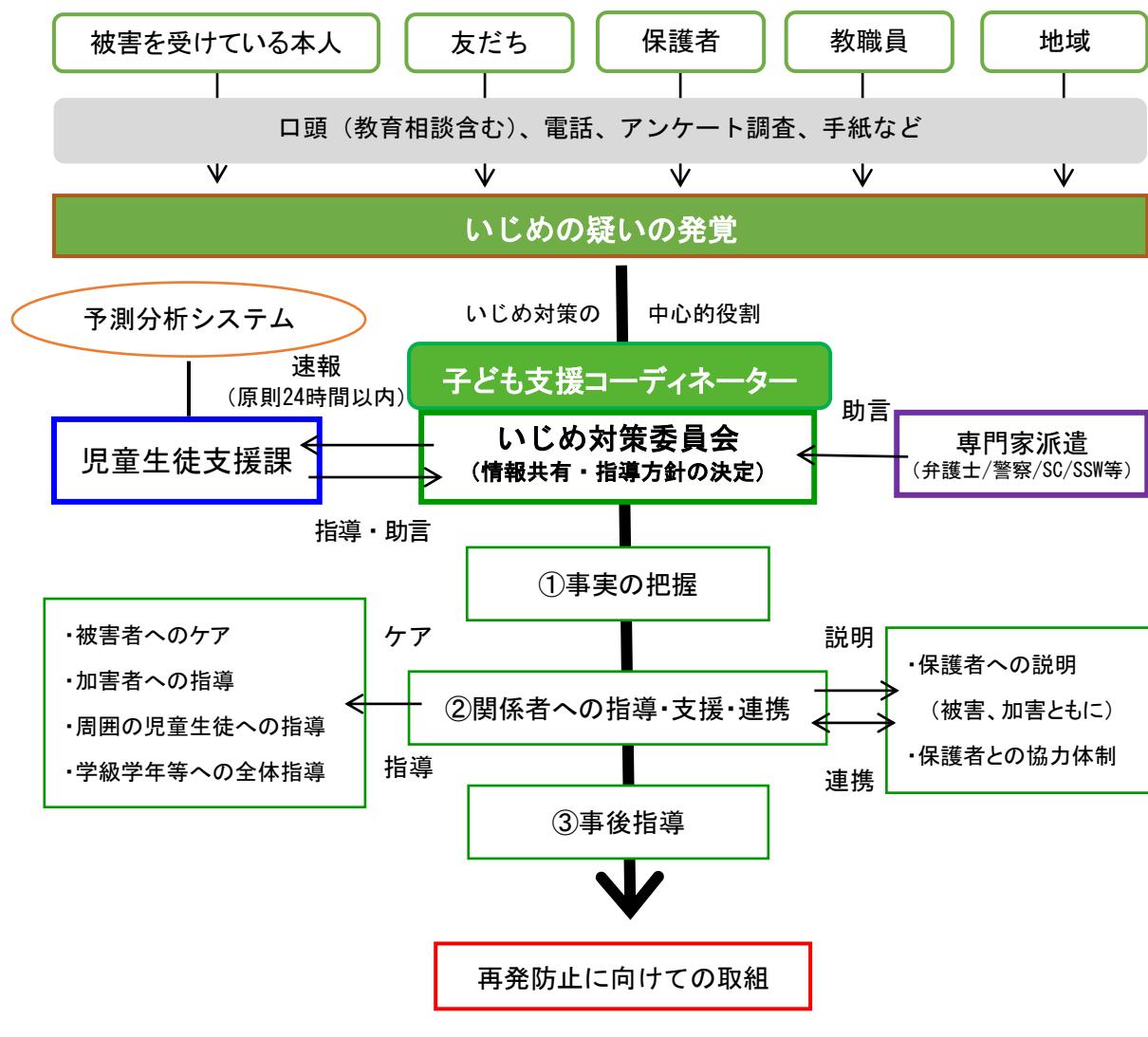
《拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議》

◎構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とする。※学校協力者会議と兼ねて実施

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめ防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組む。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

年間計画の施策ごとの目標については定期的に確認し年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価する。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価すると共に、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。これらの取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直す。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校ホームページなどに公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の挨拶運動<①②④> ・下駄箱チェック<①②> ・いじめ対策委員会<①②③> ・定期的な生活アンケートを実施する。（教育相談アンケートと兼ねる）<①②>
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（生徒理解）<①②③> ・教育相談アンケート<①②> ・個別懇談<①②③④>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート<①②> ・教育相談<②③> ・小中連絡会<①②③④>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間<①・④> ・情報モラル学習<①②③>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会<④> ・民生委員・主任児童委員との情報交換会<④> ・拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）<④> ・外部講師を招いての講話と授業<①>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会<①②③④>
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート<①②>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間<①④> ・教育相談アンケート<①②>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談<②③>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司との情報交換会<④>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート<①②>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡会<①②③④> ・教育相談<②③> ・拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）<④>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡会<①②③④>

いじめの未然防止に関するここと・・・①

いじめの早期発見に関するここと・・・②

いじめの早期対応に関するここと・・・③

いじめの防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関するここと・・・④